2018 年 4 月 24 日

北海道大学
総長　名和　豊春　様

北海道大学教職員組合
執行委員長　松本　伊智朗

団体交渉の申し入れ

北海道大学教職員組合は、2018 年 1 月 30 日の団体交渉において、いわゆる「5 年雇い止め」ルールの撤廃を求めた。これに対する回答は、現状の取り扱いを変更するつもりはないということであった。組合から最長雇用期間が「5 年」であることの説明を求めたところ、①財政的理由、②プロジェクトは 5 年が多い、③他大学の状況を勘案、という 3 点が理由として挙げられた。この件について改めて文書で質問をする旨を伝えたところ、事務局長はこれを了とし事務で回答を行うと述べた。また組合は、本件は継続交渉事項であることを団体交渉終了時に述べた。組合は 2 月 13 日付けで「有期雇用契約職員の最長雇用期間が 5 年であることに関する質問書」を提出、文書による回答を 2 月 20 日までに求め、2 月 27 日に回答を得た。

別紙「『雇用上限が 5 年であること』に関する質問書に対する大学からの回答と執行委員会見解」で述べたように、回答は「5 年雇い止め」ルールを正当化する合理的根拠を示しえていないと組合は判断する。北大の「5 年雇い止め」ルールは、無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇い止めするものであり、改正労働契約法の趣旨に反している。この経過を踏まえ、以下を要求事項とする団体交渉を申し込む。

要求事項

改正労働契約法の趣旨に即して、非正規職員の最長雇用年数を 5 年としている「5 年雇い止め」ルールを完全撤廃することを求める。

以上